

(2) 検証・評価小委員会の設置

- 平成16年度の『報告書』を踏まえた都道府県モデル調査事業の結果を集積・分析し、事業所情報公表項目、調査員要件等に関する検証、平成17年度に新たに作成する事業所情報公表項目との調整等を行うことを目的として、「検証・評価小委員会」を設置した。
- 「検証・評価小委員会」は、本委員会の委員、各サービスの事業所情報公表項目を検討する部会長、統計調査に係る学識経験者等により構成した。

(3) 部会の設置

- 「介護サービス情報の公表」は、全ての介護保険サービスを対象とする仕組みであることから、平成16年度から継続する居宅介護支援、特定施設入所者生活介護（軽費老人ホーム）及び訪問看護の3部会に加え、新たに訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護療養型医療施設及び認知症対応型共同生活介護の4サービスに係る事業所情報公表項目の検討を行うための部会を設置した。
- 各サービスの部会は、当該サービスに関する学識経験者を部会長とし、原則として、学識経験者、サービスの有識者、消費者（利用者）団体から推薦を受けた者又は利用者支援の立場の者、事業者団体等からの推薦を受けた者などにより構成した。

- 部会における検討は、全国規模で行われた都道府県モデル調査事業の検証結果等を踏まえながら、延14回にわたる精力的な議論を重ねてきた。

- 平成16年度から継続する3部会については、都道府県モデル調査事業の結果等を受けた「事業所情報公表項目」の見直しを行った。

- 新しい4部会については、既存のサービスに関わる都道府県モデル調査事業の検証結果ならびに厚生労働省における制度の検討状況も踏まえて検討した。そのうち、認知症対応型共同生活介護については、平成17年度においては、既に導入されている認知症グループホームの外部評価制度との目的・役割等の整理を行った。

(4) 都道府県モデル調査事業の実施

- 『報告書』の検証に当たっては、次のとおり、全国的な規模で実施した都道府県モデル調査事業の結果等を検証しながら、具体的な課題を抽出して行った。

1) 都道府県モデル調査事業の概要

- 平成17年度に実施された「都道府県モデル調査事業」は、国庫補助事業として、全国42都道府県が実施主体となり、おおよそ6月から9月にかけて実施され、多くの貴重な検証結果

が得られた。

なお、本調査研究委員会においては、国を通じて、都道府県モデル調査事業の結果の提供を受け、検討を行った。

- 都道府県モデル調査事業においては、昨年度新たに検討された訪問看護、特定施設入所者生活介護（軽費老人ホーム）及び居宅介護支援の3サービスの事業所情報公表項目（基本情報項目及び調査情報項目）、調査員要件、調査員養成研修カリキュラム等の検証が行われた。

- 都道府県モデル調査事業の調査員は、調査員の資格要件を検証するための一定の要件に基づいて、各サービス4名を基本とする延べ442名が選出されて実施された。
また、介護サービス事業所については、一定の要件に基づいて、321事業所の協力を得て実施された。

- 都道府県モデル調査事業の流れは以下のとおりである。
 - ・ 基礎研修の実施
都道府県ごとに、介護保険制度に関する基礎的知識等の習得を目的として実施。

 - ・ 中央研修の実施
都道府県モデル調査事業の調査員に必要な知識等の習得を目的として、3サービスごとに3日間のカリキュラムで実施。（社団法人シルバーサービス振興会が実施）

- ・ 事前説明会
調査員及び協力事業所に対して、訪問調査前に、都道府県モデル調査事業の目的、実務等の最終的な徹底・確認を行うことを目的として実施。
- ・ 訪問調査
調査員が、担当のサービスごとに、協力事業所において訪問調査を実施。
- ・ 検証会議
42都道府県ごとに、サービスごとの調査員及び協力事業所の参加の下、実施体制、実施方法、事業所情報公表項目、調査員要件、調査員養成研修カリキュラム等についての意見・課題等を収集。
- ・ 報告書の提出
調査員、協力事業所及び都道府県からの意見等を取りまとめた報告書を国へ提出。

2) 都道府県モデル調査事業の結果

- 都道府県モデル調査事業においては、実施体制、実施方法、事業所情報公表項目、調査員要件、調査員養成研修カリキュラム等に関する検証を実施し、主に次のような結果が得られた。

《実施方法関係》

- ・ 都道府県モデル調査事業の運営は、全国的に、概ね順調に行われ、実施方法に大きな問題はないことが確認された。

- ・ 事業所調査は、介護サービス事業所の負担感はあるが、サービスの質の向上には資するとの意見が多く寄せられた。
- ・ 2名1組の調査員が訪問調査を行うことについては、ほとんどの協力事業所および調査員が概ね妥当との意見であった。
- ・ 訪問調査の所要時間は、調査員やサービスの種類により異なるものの、平均約2時間から3時間程度であった。
- ・ 訪問調査の日数については、ほとんどの調査員が1日で良いとの意見であった。

《事業所情報公表項目関係》

- ・ 調査情報項目については、2名の調査員間で確認結果が異なる項目がある。
- ・ 協力事業所と調査員間で確認結果が異なる項目がある。
- ・ ほとんどの協力事業所において、確認材料「あり」となる項目がある。
- ・ ほとんどの協力事業所において、確認材料「なし」となる項目がある。
- ・ 調査員の事実確認において、確認作業に手間取る項目がある。

《調査員要件関係》

- ・ ほとんどの調査員が、調査員は調査対象サービスに係る専

門知識を予め有する者が適当との意見であった。

- ・ 調査員は、実務経験を有する者が適当との意見は半数に満たなかった。
- ・ 調査員について、専門知識等に関する要件を段階設定し調査を実施した結果、調査結果に著しい相違は生じないことが把握された。

《調査員養成研修カリキュラム関係》

- ・ 都道府県モデル調査事業における調査員養成研修カリキュラムについては、概ね妥当との意見が多く寄せられた。

(5) 都道府県モデル調査事業の結果を踏まえた検討

- 本調査研究委員会においては、都道府県モデル調査事業の結果等を踏まえ、検証・評価小委員会及び各部会における検討を通じて次のような検討を行った。

《実施方法関係》

(情報の公表の頻度)

- 利用者による介護サービス事業所の選択に資する情報は、可能な限り新しい情報であることが必要である。しかしながら、都道府県モデル事業の検証結果から得られた介護サービス事業所の意見としては、サービスの質の向上には寄与するとの意見が多く寄せられているものの、調査を受けることに関する負担感があるとの意見も寄せられていることから、過度の負担は

避けることが望ましい。これらを勘案すると、情報の公表の頻度は年1回とすることが適当であることが、平成17年度の都道府県モデル調査事業を実施した3サービスについても再確認された。

(訪問調査の人数)

- 訪問調査は、客観性・公平性を確保するため、複数の調査員で実施することが適当である。また、都道府県モデル調査事業においても2名1組で行うことが概ね適当との意見が得られたところであり、当面、2名1組で実施することが適切である。

(訪問調査の調査員の構成等)

- 都道府県モデル調査事業においては、調査員の要件について、調査対象サービスに係る専門知識を予め有する者が適切との意見が多いことを踏まえ、当面、2名のうち1名は介護サービスに関する知識を予め有する者とするのが望ましいと考えられた。
また、調査員は、調査の過程において調査対象事業所の有する秘密を知り得る立場となる。このことについて、都道府県モデル調査事業においては、同業他社の調査員が調査を行うことについての抵抗感があった。このため、訪問調査に当たる調査員は、調査対象サービスを提供する法人の役員、職員、血縁関係者等でないことが必要である。

(訪問調査の期間)

- 訪問調査については、介護サービス事業所における過度の負担を避けることが望ましい。都道府県モデル調査事業の調査では、いずれのサービスについても、平均約2時間から3時間程

度で終了しており、また、調査日数は1日で良いとの意見がほとんどであることを考慮すると、訪問調査の日数は、原則1日以内とすることが適当であることが再確認された。

《調査員要件関係》

(研修の受講要件)

- 都道府県モデル調査事業においては、調査対象サービスに係る専門知識等の段階に応じた調査結果には、著しい差違は認められなかった。また、全ての介護サービス事業所を対象とする調査員数の確保に当たっては、その実現性に特に留意する必要がある。このようなことから、調査員の受講要件としては、資格、現場経験等を特に定めないことが適当であることが再確認された。

ただし、訪問調査に当たっては、当面2名1組のうち1名は調査対象サービスに関する知識を予め有する者とするのが望ましいと考えられる。

《検証・評価小委員会及び各部会における見直しの留意点》

- 検証・評価小委員会において、項目の表現を見直すことや具体的な事実確認の方法を明確にすること、調査票を工夫することなどが検討され、以下のような既存の「調査情報項目」の見直しにあたっての留意点が提示された。これらの点に留意し、各部会において具体的な見直し作業が行われた。

(既存の「調査情報項目」の見直しにあたっての留意点)

- 概ね「確認材料あり」と回答される項目については、ほとんどの事業所において実施されていると考えられるため、この項目を残す必要があるかどうか検討する。

- 概ね「確認材料なし」と回答される項目については、ほとんどの事業所において実施されていないと考えられるため、この項目を残す必要があるかどうか検討する。

- 事業所と調査員の確認結果が大幅に異なる項目については、項目の表現や解説に曖昧さがあるのではないかどうか検討する。

- 調査員間で確認結果が異なる項目については、項目の表現や解説に曖昧さがあるのではないかどうか検討する。
また、調査員の資質によって確認結果に差が生じてしまうことが考えられるため、「確認のための材料」の設定及び事実確認の手法において専門性が強く求められてしまうのではないかどうか検討する。

- 「確認作業に手間取った」と回答される項目については、「確認のための材料」の設定及び事実確認の手法に問題はないか検討する。

- 介護保険制度改正に伴い、項目に反映した方が良く考えられる項目については、適宜、各部会で追加するかどうか検討する。

(検証された事業所情報公表項目の案)

- 都道府県モデル事業を通じて検証された事業所情報公表項目(案)は本編Ⅱ-1および2のとおりである。

(6) 新たなサービスに係る事業所情報公表項目の検討

1) 事業所情報公表項目の検討の基本方針

(新たなサービスに係る事業所情報公表項目の検討)

- 介護保険法の改正により、「介護サービス情報の公表」制度が創設されることに伴い、今後の各部会における「事業所情報公表項目」(介護サービス情報)の検討にあたっては、制度の具体的な検討内容等を踏まえつつ、各サービスの内容や事業所運営の実情、特性等に関する部会委員の意見等を踏まえて行うことを前提とした。
- 介護保険制度改正に伴い、項目に反映した方が良くと考えられる項目については、適宜、各部会で追加するかどうか検討する。
- 項目の具体的な内容は、各サービスの内容や事業所運営の実情、特性等に関する部会委員の意見等を踏まえて行う。
- ただし、他のサービスと共通して必要と考えられる項目については、特段の必要性がある場合を除き、先行するサービスの事業所情報公表項目に準じるものとする。

《事業所情報公表項目の検討にあたっての基本方針》

- 利用者の選択に資する情報としては、抽象的、主観的なものなどあいまいな情報であってはならないこと。
- 介護サービス事業所が現に行っている事柄（事実）を前提として公表すべき情報であって、各事業所の取り組み状況に対して調査員が事実確認するための客観的材料が示し得るものであること。
- 各サービスの特性を踏まえた、利用者の選択に資する情報であって、事業者、専門家、（利用者）のそれぞれにおいて、利用者に公表する必要性についての妥当性が認識されるとともに、共有化されていること。
- 利用者の選択に資する情報であれば、指定基準の中にある項目との重複を妨げるものではないこと。（この場合の基準の取り扱いは、指定基準に合致しているかどうかという視点での指導監査の考え方はとらないこと。）
- 「確認事項」及び「確認のための材料」の表現や内容が抽象的、主観的になると、調査員が事実確認の際に主観判断を行う可能性が生ずるため、検討の段階で留意すること。
- 一つの「確認事項」の中で、多義的となっているもの（ダブルバーレル）、複数の内容の確認が求められているもの（アンド・オア）については、介護サービス事業所による報告及び調査員による事実確認の際に、理解や判断が難しいとされる可能性があるため検討の段階で留意すること。

- 「確認事項」及び「確認のための材料」において、介護サービス事業所が主体的に取り組むことが困難な内容まで求められている項目がないよう留意すること。
- そもそも事例が生じていない事柄について、「現に行われていない」と判定されてしまう場合が想定される項目については、「該当なし」を設ける。
なお、その設定にあたっては、介護サービス事業所が安易に「該当なし」とすることのないよう慎重に検討を行う。
- 「介護サービス情報の公表」制度の円滑な導入と定着の促進を図るためにも、項目数は必要最小限にとどめる。

2) 新規に検討された事業所情報公表項目の案

《3サービスの事業所情報公表項目の検討》

- 平成17年度に新規に検討された訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション及び介護療養型医療施設の3サービスの事業所情報公表項目（案）は本編Ⅱ-1及び2のとおりである。

《認知症対応型共同生活介護に係る取組方針》

- 認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、先行して制度化、実施されている認知症高齢者グループホームの外部評価制度との関係について、次のとお

り両制度の目的・役割等の再確認及び検討方針等の整理を行った。

(両制度の目的・役割等)

- 認知症高齢者グループホームの外部評価制度（以下、外部評価という。）と「介護サービス情報の公表」には、本来、次のとおり、それぞれの目的・役割があることを再確認した。

(ア) 外部評価

認知症高齢者グループホームの特性にかんがみ、事業者が事業運営における改善点を把握し、自主的な努力によりサービスの質の向上に結びつけるため、定期的に外部の者による介護サービスの質の評価を受けることを義務付け（厚生労働省令）ているもの。

事業者は、各都道府県が選定した評価機関との契約により、書面調査及び訪問調査に基づく評価を受ける。

(イ) 「介護サービス情報の公表」

利用者による適切な介護サービス（事業者）の選択を支援するため、事業者が提供するサービスの内容及び運営状況に関する情報のうち、利用者の選択に資する情報の公表を義務付け（介護保険法）るもの。

事業者は、公表しようとする情報を都道府県知事又は指定情報公表センター等に報告し、都道府県又は指定調査機関による事実確認のための調査を受ける。

(認知症対応型共同生活介護の公表項目の検討)

- 「介護サービス情報の公表」における認知症対応型共同生

活介護サービスの事業所情報公表項目の検討にあたっては、今後次のとおり取り組むこととした。

(事業所情報公表項目の検討方針)

- 「介護サービス情報の公表」の項目は、利用者の選択に資することを前提とし、事実確認のための客観的な調査が可能な項目により構成する。その際、先行している外部評価項目の中で活用できるものは、これを取り入れていく。

なお、利用者の選択に資する情報であるため、基本的には、指導監査等他制度の項目との重複を妨げるものではない。

(具体的な実施時期)

- 「介護サービス情報の公表」の具体的な実施時期については、都道府県における外部評価及び情報公表の実施体制を含めた準備期間の必要性等を踏まえ、検討することが適当である。

6. 今後検討すべき課題

(継続的かつ柔軟な検討の必要性)

- 現在、我が国は、高齢化が急速に進んでいる。また、今後、介護保険制度の定着に伴い、高齢者や関係者の権利意識はますます高まるものと考えられるとともに、団塊の世代など戦後世代が介護サービスを利用するようになると、さらに多様な価値観を有する利用者の増加が考えられ、サービスの質が一層厳しく問われることになるものと考えられる。

- 「介護サービス情報の公表」は、今後とも増大する要介護高齢者等のニーズの変化に対応するため、その仕組みを円滑に機能させるとともに、さらに発展させていくことが必要であり、今後とも以下のような課題について継続的かつ柔軟に取り組む必要がある。

(対象サービスに係る検討の方向性)

- 「介護サービス情報の公表」は、基本的に全ての介護保険サービスを対象とする仕組みであり、各介護保険サービスの「事業所情報公表項目」について、今後とも順次すみやかに検討することが必要である。ただし、介護保険制度改正により、新たに創設されたサービスや内容が大きく変更されたサービスについては、サービスの提供状況や利用状況の実態を見極めつつ検討することが必要である。

(調査研究体制の確保)

- 「介護サービス情報の公表」は介護保険法に基づく新しい取

組みであり、実施体制、実施方法、事業所情報公表項目（介護サービス情報）、調査員要件、調査員養成研修カリキュラム等に関しては、制度導入後も継続的に充実強化していくことが重要であることから、全国的な見地から調査研究体制を確保することが必要である。

また、公表情報、公表の方法等については、常に利用者や介護サービス事業者からの意見を把握し、制度の改善につなげていくことが必要である。

（調査の均質性の確保）

- 全ての介護サービス事業所において均質な調査が行われるためには、調査手法の確立とともに、調査員の質の確保が重要となる。このため、調査員の養成については、養成研修カリキュラム、研修教材等に加え、業務の均質化のための取組み（調査マニュアル等の整備等）についても検討することが適当である。その前提として、制度施行後の調査員についても、実態を把握し、資格要件等の継続的な検討を行う必要がある。

- 調査員の質を確保するためには、各都道府県における調査員指導者の果たす役割が重要である。したがって、制度導入後における調査員指導者に対する相談・指導体制を確保することが適当である。また、調査員の均質性を確保するための全国的な相談・指導体制等の確保についても検討を行う必要がある。

- 調査員指導者及び調査員に係る定期的な現任研修等についても検討することが必要である。

(不服申立て・苦情等対応)

- 「介護サービス情報の公表」については、介護サービス事業所、利用者等からの不服申立てや、苦情等に適切に対応する仕組みを構築することが必要である。

(啓発・普及・定着)

- 「介護サービス情報の公表」は、介護サービス事業所、地方自治体、利用者等の関係者が、それぞれの役割を果たしていくことによって適切に機能するものであることから、その趣旨・目的等について積極的かつ継続的に啓発・普及すること及びそのための効果的な方法についての検討を行うことが重要である。

- 「介護サービス情報の公表」の実施単位は都道府県単位であるが、制度導入後の円滑な定着・維持・発展に資するため、全国の都道府県の情報の集積や都道府県間の情報の交換、共有等を行う全国的・広域的な仕組みを構築することが必要である。

(情報の公表システムの開発・導入)

- 「介護サービス情報の公表」の仕組みにおいては、利用者が介護サービス事業所を選択するに当たっての比較検討に資する情報を、円滑かつ容易に取得できる環境整備を図るため、介護サービス事業所から公表される情報については、インターネットを通じて広く公表するシステムの開発がなされているところであり、当該システムについては、稼動後においても継続的な充実強化を図ることが必要である。

○ この公表システムの開発に当たっては、内容の正確性を前提としつつ、要介護高齢者等である利用者にはわかり易いものとするよう工夫する必要がある。

○ また、要介護高齢者等である利用者の介護サービス事業所の選択に適切に結び付く方法とすることが適当であることから、特に利用者のアクセス上の利便性、公表情報の補助的伝達手段等について十分に配慮することが必要である。

さらに、都道府県の区域を超える介護サービスの利用者の利便性に配慮することも必要である。

7. おわりに

- 平成15年度以降これまでに本調査研究事業において検討されてきた「情報開示の標準化」については、平成17年6月に国会において成立した介護保険法等の一部を改正する法律において「介護サービス情報の公表」として制度化された。

- 本調査研究委員会では、委員会が設置された平成15年度以来、今日まで、膨大な作業を精力的に行ってきた。

本調査研究委員会については、延べ12回、検証・評価小委員会（平成15年度、平成16年度）8回、部会長会議（平成15年度のみ）8回、部会は全サービスで延べ84回に及ぶ検討を重ねてきている。委員総数は、平成15年度が延べ82名、平成16年度が延べ114名、本年度は延べ99名であった。

また、平成16年度に続き、本年度も全国的な規模で都道府県モデル事業を実施し、これに協力いただいた調査員総数は延べ442名、協力事業所総数は延べ321事業所にのぼっている。都道府県モデル事業では、42都道府県ごとに事前説明会、検証会議等が実施された。さらに、調査員を養成するため、6回の養成研修を、いずれも3日間のカリキュラムで実施した。

これ以外に、厚生労働省、都道府県、業界団体等の関係者を含めると、多くの人々の時間と労力と英知を集めて検討されてきた。

こうした努力の成果として、介護保険制度の下に「介護サービス情報の公表」の仕組みが構築されたことは、介護保険制度の基本理念の実現に向けたさらなる前進につながるものと考えられる。

- 「介護サービス情報の公表」は、これまでにない新しい仕組みであることや、我が国においては行政による「指導監査」のほか、「第三者評価」の取組みが発展しつつあることもあり、関係者の中で戸惑いも多く、これらの目的や役割の違いが理解されるまでに費やされた時間や労力は相当なものとなった。しかしながら、関係者の間で慎重かつ広範な議論がなされ、徐々にその必要性への理解が浸透してきたことは喜ばしい限りである。今後は「指導監査」や「第三者評価」においても、全ての介護サービス事業所に共通する基礎的な情報を共有できることとなるものであり、それぞれの目的や役割に応じて適切に活用されていくことが期待される。

- こうした認識が徐々にではあるが浸透し始めていることは、「介護サービス情報の公表」の検討との関わりにおいて、介護保険制度の基本理念である「利用者本位」、「高齢者の自立支援」、「利用者による選択（自己決定）」を現実のサービス利用において保障することが重要であるとの共通認識があったからにはほかならない。そして、これまでいただいた様々なご意見は、本調査研究委員会での検討や本報告書の取りまとめの過程において大変貴重な示唆をいただいたことはもとより、介護保険制度の発展に示唆を与える貴重な意見であると言える。

- この「介護サービス情報の公表」の重要なポイントのひとつに「全ての介護サービス事業所を対象とする」という点があげられる。既に14万か所を超えるまでに増加している介護サービス事業所の全てを対象とする仕組みを構築することの難しさは本調査研究委員会においても十分に承知しているが、介護保険制度においては、被保険者に対し、全ての介護サービス事

業所において一定水準以上の質の確保されたサービスの提供が保障されるものでなければならない。そして、利用者による介護サービス事業所の比較検討が可能となるためには、全ての事業所から共通の情報が公表されることが重要である。介護サービス事業所が任意に情報を公表する仕組みである場合、利用者は限られた情報の中から選択しなければならない。このように、介護保険制度において、真に「利用者による選択（自己決定）」を保障するための仕組みとしては、全ての介護サービス事業所を対象とする必要がある。

○ なお、「介護サービス情報の公表」については、平成17年6月に国会において成立した介護保険法等の一部を改正する法律において「介護サービス情報の公表」として、ついに条文化されることとなったものの、制度が立ち上がったばかりの時点では幾多の問題点も現れることが予想される。従って、平成18年度以降も、制度施行後の具体的な課題を抽出しながら、継続的な調査研究を進め、円滑でより良い制度整備につなげてゆく体制を確保する必要がある。また、本報告を一つの契機として、さらに広範な議論が進められることを期待したい。

○ 最後に、介護保険法に取り入れられた「介護サービス情報の公表」において、本調査研究事業の成果が活用され、「介護サービス情報の公表」が、要介護高齢者等の尊厳の保持、介護保険制度の基本理念の実現に向けて、真に実効ある仕組みとして機能すること及び介護保険制度のさらなる発展の一助となることを切に願うものである。